5 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

(1) パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた割合は、項目①は「無期雇用パートタイム」は半数近く、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね6割となっている。項目②は「無期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は4割を超えている。項目③は「無期雇用パートタイム」は4割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は13割程度、「有期雇用フルタイム」はおおむね半数程度、項目④は「無期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は「有期雇用フルタイム」は1割程度となっている。項目⑥は「無期雇用パートタイム」は2割程度、「有期雇用フルタイム」は3割程度となっている。項目⑥は「無期雇用パートタイム」は2割程度、「有期雇用フルタイム」は3割程度、「有期雇用フルタイム」は4割程度となっている(表 26)。

表 26 項目、就業形態、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別労働者割合

(単位:%) 令和3年

項目、就業形態			パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度					
		計	よく知って いる	だいたい 知っている	聞いたこと はあるが、 よくわから ない	知らない	不明	
①事業主は、パートタイム・有期雇 用労働者の雇入れの際、賃金や教育 訓練制度、福利厚生施設の利用、正 社員転換措置等について説明しなけ ればならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	14. 3	41. 1	22. 6	19. 3	2. 7	
	無期雇用パートタイム	100.0	11. 1	35. 5	24. 6	23.8	5.0	
	有期雇用パートタイム	100.0	16.0	43. 9	21. 4	17.8	1.0	
	有期雇用フルタイム	100.0	16.0	44. 7	21. 7	15. 1	2.6	
②事業主は、パートタイム・有期雇 用労働者から求められた場合、正社 員との間で待遇の決定基準にどのよ うな違いがあるか、違いがある場合 はその理由等を説明しなければなら ない。	パートタイム・有期雇用労働者	100. 0	7. 8	32. 2	26. 7	31.3	2. 0	
	無期雇用パートタイム	100.0	5. 1	30. 5	29. 4	32. 1	2. 9	
	有期雇用パートタイム	100.0	8.6	32. 9	25. 3	32. 3	0.9	
	有期雇用フルタイム	100.0	10.5	33. 5	25. 1	28. 2	2.8	
③事業主は、パートタイム・有期雇 用労働者の待遇について、正社員と の間で不合理な差を設けてはならな い。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	9. 3	36. 0	23. 3	29. 2	2. 2	
	無期雇用パートタイム	100.0	5. 4	34. 1	23.8	33. 4	3. 3	
	有期雇用パートタイム	100.0	11. 1	35. 7	22. 9	29. 4	1.0	
	有期雇用フルタイム	100.0	12. 1	39. 8	23. 3	22. 1	2.7	
④事業主は、パートタイム・有期雇 用労働者の職務内容や人事異動等の 有無や範囲が正社員と同じ場合、正 社員との間で差別的な待遇としては ならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	8. 4	34. 0	26. 1	29. 3	2. 2	
	無期雇用パートタイム	100.0	4.2	28. 5	29. 9	34. 1	3.4	
	有期雇用パートタイム	100.0	9. 4	37. 3	24. 6	27. 7	1.0	
	有期雇用フルタイム	100.0	13. 3	36. 4	22. 9	24. 6	2. 9	
⑤事業主、パートタイム・有期雇用 労働者のいずれも、待遇に関する紛 争が起こった場合、都道府県労働局 に紛争解決の援助を求めることがで きる。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	5. 9	21. 1	24. 6	46. 3	2. 1	
	無期雇用パートタイム	100.0	3.0	21. 1	26.8	46.0	3.0	
	有期雇用パートタイム	100.0	7.4	18. 9	22.7	50. 1	1.0	
	有期雇用フルタイム	100.0	7.4	25. 6	25. 1	39. 1	2.8	
⑥有期労働契約を更新して通算5年 を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	パートタイム・有期雇用労働者	100. 0	9. 5	22. 0	21. 1	45. 4	2. 1	
	無期雇用パートタイム	100.0	6.0	20.0	22. 5	48. 4	3. 1	
	有期雇用パートタイム	100.0	10. 2	21.0	19. 4	48. 5	0.9	
	有期雇用フルタイム	100.0	13.6	27. 1	22. 4	34. 2	2.8	

(2) 採用時等における待遇についての説明状況

採用時等における待遇についての説明状況をみると、「無期雇用パートタイム」については、「説明があった」が 66.2%となっているが、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は 83.4%と 81.5%と「無期雇用パートタイム」と比べて高くなっている。「説明があった」のうち、「説明内容を理解した」割合については、いずれの就業形態においてもほぼ全員が理解したとなっている(表 27)。

表 27 就業形態、採用時等における待遇についての説明状況別労働者割合

(単位:%) 令和3年

-	(単位:%) 学和3年						
		採用時等における待遇についての説明状況					
就業形態	# 	説明があった	説明内容を理解した	説明内容を理解できなかった	特に説明はなかった	更新のタイミングがなかったいている場合は、令和3年4月)より前に雇われていた、又は令和2年4月(中小企業で働いた、又は令和2年4月)より前に雇われて令和2年4月(中小企業で働いている場 1)	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	77. 0	74. 1	2. 8	15. 9	4. 1	3. 1
無期雇用パートタイム	100.0	66.2	63.8	2.4	20. 2	8.0	5.6
有期雇用パートタイム	100.0	83.4	80.4	3.0	13. 3	1.8	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	81. 5	78. 2	3. 2	14. 2	2.4	2.0
参考							
令和3年							
パートタイム	100.0	75. 7	73.0	2.7	16. 4	4.6	3.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査							
/°	100.0	66. 6	64.6	2.0	19. 6	12.4	1.4

注:1) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「平成27年4月より前に雇われていた、又は平成27年4月以降に 更新のタイミングがなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

(3) 待遇についての説明の要求及び結果

令和2年4月以降(中小企業の場合は、令和3年4月以降)の待遇についての説明の要求の有無と結果については、いずれの就業形態においても「説明を求めたことがない」割合が「説明を求めたことがある」割合を大きく上回っている。「無期雇用パートタイム」の「説明を求めたことがある」の割合は9.2%であり、「有期雇用パートタイム」の17.1%、「有期雇用フルタイム」の20.6%と比べておおむね半分となっている。また「説明を求めたことがある」のうち、その結果「説明してもらえなかった」割合が「有期雇用パートタイム」4.2%、「有期雇用フルタイム」6.9%に対し、「無期雇用パートタイム」は19.3%と高くなっている(表28)。

また、「待遇についての説明を求めたことがない理由」については、いずれの就業形態においても「納得しているから」の割合が最も高く、半数を超えているが、「自分の労働条件に関心がないから」の割合が「有期雇用パートタイム」が 6.8%、「有期雇用フルタイム」が 7.0%に対し、「無期雇用パートタイム」が 13.2%と高くなっている。また「説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから」の割合は「無期雇用パートタイム」1.5%、「有期雇用パートタイム」2.1%に対し、「有期雇用フルタイム」は 5.7%と高くなっている(表 29)。

表 28 就業形態、待遇についての説明の要求の有無及び結果別労働者割合

(単位:%) 令和3年 待遇についての説明の要求の有無及び結果 説明は 説明を求 説明を求めたことが 説明があ 説明して 就業形能 計 あったが めたこと 不明 ある り納得し もらえな 納得しな はない た かった かった パートタイム・有期雇用労働者 100.0 15.1 (100.0)(79.7)12.1) 8.2) 82.3 2.6 無期雇用パートタイム 100.0 (100.0)(66.2)14.4) (19.3)87.1 3.7 有期雇用パートタイム 1.9 100 0 $(100 \ 0)$ (86.3)9 6) 4.2) 80 9 17 1 <u>有期雇用フ</u>ルタイ 100.0 (100.0)20.6 (78.5)(14.7)6.9)77.0 2.4 参考 令和3年 パ \vdash タ イ 100.0 13.6 (100.0)(80.2)(11.0)(8.7)83.7 2.7 平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 100.0 (100.0)(84.2) (11.4) 76.6 1.3

注:1) ()は、説明を求めたことがある労働者を100とした割合である。

表 29 就業形態、待遇についての説明を求めたことがない理由別労働者割合

(単位:%) 令和3年 特遇についての説明を求めた 説明を求める 誰に説明を求 待遇について説 自分の労働条 と不利益な取 説明を求めや 明を求めたこと 納得している 就業形態 めれば良いか その他 件に関心がな 扱いをされる すい雰囲気が 不明 はない労働者計 わからないか から おそれがある いから ないから b から パートタイム・有期雇用労働者 [82.3] 100.0 55.8 9. 2 10.3 14.0 2.5 2.6 5.6 無期雇用パートタイム [87. 1] 100.0 52.5 13.2 1.5 7.1 6.2 15.7 3.6 有期雇用パートタイム [80, 9] 100, 0 59.8 6.8 2.1 13.2 5.0 11.4 1.8 有期雇用フルタイム [77. 0] 100. 0 16.5 2.0 53.4 7.0 5.7 9.9 5.6 参老 令和3年 パ タ 卜 イ [83.7] 100.0 56.4 9.8 1.8 10.4 5.6 13.4 2.6 平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 [76.6] 100.0 60.1 10.2

注:1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした待遇について説明を求めたことはない労働者の割合である。

²⁾ 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「雇われる時の説明で納得したから」として調査しているため比較の際は注意を要する。